

仙台市ガス局規程第九号

仙台市ガス供給規程の一部を改正する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和八年三月十九日

仙台市ガス事業管理者 佐野 直樹

仙台市ガス供給規程の一部を改正する規程の一部を改正する規程

仙台市ガス供給規程の一部を改正する規程（令和八年仙台市ガス局規程第一号）の一部を次のように改正する。

現 行	改正後
<p>附 則</p> <p>1 [略]</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 この規程の施行の日(以下この項において「施行日」という。)の前日においてこの規程による改正前の仙台市ガス供給規程第四条第十五号に掲げる家庭用^{ちやう}厨房・給湯・暖房契約によりガスを使用していた者が、施行日以後も引き続きガスを使用する場合は、施行日において当該家庭用^{ちやう}厨房・給湯・暖房契約に代えて新たにこの規程による改正後の仙台市ガス供給規程(以下この項において「改正後の規程」という。)第四条に規定する選択契約又は改正後の規程第五条第一項に規定する一般契約の申込みをしたときを除き、施行日において改正後の規程第四条第十五号に掲げる家庭用トリアクトを締結していたものとみなして、改正後の規程の規定を適用する。</p>	<p>附 則</p> <p>1 [略]</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 この規程の施行の日(以下この項において「施行日」という。)の前日においてこの規程による改正前の仙台市ガス供給規程第四条第十五号に掲げる家庭用^{ちやう}厨房・給湯・暖房契約によりガスを使用していた者が、施行日以後も引き続き本市が供給するガス(仙台市簡易ガス供給規程(平成九年仙台市ガス局規程第二十二号)第一条に規定する簡易ガス事業により本市が供給するものを除く。)を使用する場合は、施行日において当該家庭用^{ちやう}厨房・給湯・暖房契約に代えて新たにこの規程による改正後の仙台市ガス供給規程(以下この項において「改正後の規程」という。)第四条に規定する選択契約又は改正後の規程第五条第一項に規定する一般契約の申込みをしたときを除き、施行日において改正後の規程第四条第十五号に掲げる家庭用トリアクトを締結していたものとみなして、改正後の規程の規定を適用する。</p>

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

(ガス局総務部経営企画課)